

群馬大学ダイバーシティ推進センター規程

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第8条の2第2項の規定に基づき、群馬大学ダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 学生を含む群馬大学（以下「本学」という。）の全ての構成員及び本学の事業への参加者の基本的人権を尊重し、男女共同を推進すること。
- (2) 全ての教職員及び学生がその能力を十分に発揮できる環境を作るため、全学的な視点からダイバーシティを推進すること。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、国立大学法人群馬大学ダイバーシティ推進委員会が定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進のための具体的方策の計画、実施及び評価に関すること。
- (2) ダイバーシティの推進のための連携及び情報共有に関すること。
- (3) 男女共同参画及びダイバーシティの推進のための調査、分析及び情報発信に関すること。
- (4) 男女共同参画及びダイバーシティの推進のための教育及び研究に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センターの主担当を命ぜられた者
 - (4) その他センター長が必要と認める者 若干人
- (センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する教員をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、ダイバーシティ推進センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、第3条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議・決定する。

3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの主担当を命ぜられた者

(4) 荒牧地区、昭和地区及び桐生地区の教職員のうちセンター長が指名する者 若干人

(5) 総務部総務課長

(6) 総務部人事労務課長

(7) 学務部教務課長

(8) 研究推進部研究推進課長

(9) その他センター長が必要と認めた者 若干人

4 前項第4号及び第9号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議は、センター長が招集する。

6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

7 運営会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 議長が必要と認めたときは、第3項各号に掲げる以外の者を運営会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部 門)

第8条 センターに、センターの事業を円滑に実施するため、次の各号に掲げる部門を置く。

(1) ダイバーシティ支援・環境部門

(2) 広報部門

(3) ネットワーキング部門

(4) 意識啓発部門

2 部門に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事 務)

第9条 センター及び運営会議の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学男女共同参画推進室規程（平成25年7月18日制定）は、廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に指名されるセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項及び第6条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 4 この規程施行後、最初に委嘱される第7条第3項第4号及び第9号の者の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。